

今年3月、金融庁が設置した有識者検討会から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。昨今の不正事案等をきっかけに、改めて会計監査の信頼性が問われることとなり、今後の会計監査のあり方に関する議論が継続して行われていましたが、その中で、高品質な監査を確保するためには、監査法人のマネジメントの強化が必要であるとの考え方が示され、監査法人のガバナンス・コードの策定が重要施策の1つとして盛り込まれたことを受けて、今般の公表にいたっています。

特に、人員が数千人を超える規模の監査法人では、経営トップの姿勢や品質管理に関する方針が組織の末端まで十分に浸透せず、マネジメントが有効に機能していないことが問題視されました。そのため、この監査法人のガバナンス・コードは、大手監査法人を念頭に策定されています。

しかし、法人運営の透明性や会計監査の信頼性に対する社会の要請は、監査法人の規模にかかわらず存在するものであり、当法人としても資本市場における公益的な役割と責任を果たすために、ガバナンス・コードへ積極的に取り組んでいます。各コードと現在までの対応状況の詳細を下表【当法人のガバナンス・コードへの取り組み】にまとめましたので、ご覧ください。

なお、当法人は7月1日付けで「RSM 清和監査法人」へ名称を変更しました。我々が加盟する世界6位の規模を有するグローバルネットワーク「RSM International」との連携を強化し、ますます複雑化・国際化する監査環境に対応する狙いがあります。今後もグループ一丸となって高品質な監査サービスを提供していきます。

【当法人のガバナンス・コードへの取り組み】

監査法人のガバナンス・コード	RSM 清和監査法人の取り組み
<p>原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
<p>指針1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各社員が持ち回りで、自らの経験や監査環境を踏まえた品質管理に関するメッセージを「品質管理メール」として毎月伝達している ✓ 年3回（延べ6日間）開催する全体研修会において、トップを含めた社員の考えや姿勢を「パートナー講話」として伝達している
<p>1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営理念「高い監査品質により資本市場の発展に貢献する」を掲げ、それを達成するための行動指針を定めている
<p>1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 品質管理を重視した人事考課制度を設けている ✓ 品質管理に関する提案を行ったものの中から優秀者・優秀議案を表彰している
<p>1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体研修会では単なる講義形式の研修ではなく、ディスカッション形式の研修を重視し、多く取り入れている ✓ 調査研究課で議論した専門的な見解をデータベース化し、全構成員へフィードバックしている
<p>1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務デューデリジェンスやバリュエーションなどの非監査業務を RSM 清和監査法人およびグループの清和コンサルティングにて提供している ✓ これらの業務は会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会として重要と考えている ✓ 一方、限られた人的資源の中で、監査品質を損なわない範囲において受嘱する方針である

監査法人のガバナンス・コード		RSM 清和監査法人の取り組み												
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。													
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全社員（現在 12 名）が集まって毎月社員会を開催し、法人運営に関する事項や品質管理部における協議事項を審議・決議する ✓ 社員会で審議した内容及び決議事項の概要を全構成員へ伝達することで、法人運営の透明性を高め、経営方針等を組織全体へ浸透させている 												
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT の有効活用の検討・整備 	<p>下表に示した品質管理に関する各課を設置し、各課のリーダー（担当社員）及びサブリーダー（マネージャークラス）で構成する品質管理部が各課を統括しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査業務サポート課</td> <td>監査マニュアル及び調書様式等の整備</td> </tr> <tr> <td>監査業務管理課</td> <td>日常的監視の実施、定期的検証及び個別監査業務のモニタリング</td> </tr> <tr> <td>研修課</td> <td>知識及び能力の向上を目的とした研修機会の提供</td> </tr> <tr> <td>IT 課</td> <td>個別監査業務及び事務所全体の IT 面の品質管理</td> </tr> <tr> <td>調査研究課</td> <td>専門的な見解の問い合わせに関する情報収集及び検討</td> </tr> </tbody> </table>	課	役割	監査業務サポート課	監査マニュアル及び調書様式等の整備	監査業務管理課	日常的監視の実施、定期的検証及び個別監査業務のモニタリング	研修課	知識及び能力の向上を目的とした研修機会の提供	IT 課	個別監査業務及び事務所全体の IT 面の品質管理	調査研究課	専門的な見解の問い合わせに関する情報収集及び検討
課	役割													
監査業務サポート課	監査マニュアル及び調書様式等の整備													
監査業務管理課	日常的監視の実施、定期的検証及び個別監査業務のモニタリング													
研修課	知識及び能力の向上を目的とした研修機会の提供													
IT 課	個別監査業務及び事務所全体の IT 面の品質管理													
調査研究課	専門的な見解の問い合わせに関する情報収集及び検討													
2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勧奨するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リーダーシップ・監査経験・品質管理の貢献度等を勧奨したうえで、社員会において統括代表社員を含む代表社員（現在 3 名）を選任し、相互けん制の下で経営を執行している ✓ 法人運営や品質管理に関する重要事項は社員会による合議制で審議又は決議している 												
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。													
指針 3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	当法人では、経営機関と監査の現場が分離している大手監査法人とは状況が異なるため、独立第三者による監督・評価期間を設けていませんが、それでも下記理由により、ガバナンス・コードの趣旨は達成できていると考えています。												
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員 12 名/全構成員 50 名弱の中小監査法人であり、全員の顔が見える組織である 												
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有限責任制を採用せず、各社員が連帯責任を負う中で、常に相互監視・相互けん制を図りながら、毎月開催する社員会にて闊達に議論している ✓ 代表社員は複数名体制であり、相互けん制が働いている 												
3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。													

監査法人のガバナンス・コード		RSM 清和監査法人の取り組み
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各社員の監査業務関与割合に下限を設け、毎月の社員会で達成状況をモニタリングしている ✓ 上記の状況から、経営機関（社員会又は各社員）は必然的に監査現場の情報を適時に共有することができる ✓ その他、原則 3 を参照
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年 3 回（延べ 6 日間）の全体研修会や新人向けを含む階層別研修会を実施している ✓ その他、指針 1-3 を参照
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査における経験年数や職種のほか、IT、IFRS、金融などさまざまな得意分野をもった構成員が存在 ✓ 業務執行社員の選定やスタッフのアサインメントにおいてこれらのバックグラウンドを考慮して適材適所に配置 ✓ 監査品質を損なわない範囲において、財務デューデリジェンスやバリュエーションなどの非監査業務の機会を積極的に提供 ✓ RSM ネットワークを活用した海外メンバーファームへの出向実績あり ✓ 指針 1-3,4-2 を参照
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査計画段階での経営者とのコミュニケーションを義務化し、そこで識別した事項をリスク評価・監査計画へ反映 ✓ 監査計画や監査結果、不正リスク等に関して監査役等と適時コミュニケーションを実施
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部及び外部通報制度を設置している 監査ホットライン：http://www.seiwa-audit.or.jp/hotline/
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本取組状況を当法人ウェブサイトで公表
5-2	<p>監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 ・ 経営機関の構成や役割 ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指針 1-1 を参照 ✓ 指針 1-2 を参照 ✓ 指針 1-5 を参照 ✓ 指針 2-1 を参照 ✓ 原則 3 を参照 ✓ 指針 5-4 を参照

監査法人のガバナンス・コード	RSM 清和監査法人の取り組み
<p>5-3 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査計画や監査結果の報告時に、当法人の品質管理体制を説明している ✓ 上記に加えて、被監査会社向けには、経営者や監査役とのコミュニケーション時に本取組状況を説明する ✓ 株主・投資家向けには、直接的な意見交換の仕組みはないものの、指針 5-1（ウェブサイトでの公表）や 4-5（監査ホットラインの設置）にて対応
<p>5-4 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人は監査法人のガバナンス・コードを採用していませんが、取組状況に変化が生じた場合には社員会で審議し、適宜見直す方針です。また、個別の監査業務の品質向上・確保については下記の方法で評価しており、評価の適切性及び網羅性を監査業務管理課（指針 2-2 を参照）でモニタリングしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 意見表明時における通常の審査のほか、契約の新規の締結又は更新に関する審査体制や監査業務における重要事項等に対する審査体制を整備している ✓ 重要事項等に対する審査状況等は社員会の報告事項としている ✓ 審査の実施状況や監査報告書の発行状況などを日常的に監視している ✓ 個別の監査業務の適切性について、監査チーム及び審査担当以外の社員が定期的に検証する
<p>5-5 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指針 5-3 を参照

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : info@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>